

RCHR

 第150回サロンde人権

話題提供者:

古久保 さくら 氏

(大阪市立大学 人権問題研究センター 准教授)

コメンテーター:

梁 優子 氏

(大阪市立大学人権問題研究センター 特別研究員)

無料

6月19日(水)

午後 1:45~ 3:15

大阪市立大学

人権問題研究センター

共同研究室

2000年

「女性国際戦犯法廷」の

歴史的意味

お問い合わせはセンターまで
06-6605-2035

otazune@rchr.osaka-cu.ac.jp

2000年の「女性国際戦犯法廷」は、日本軍慰安婦問題について責任所在を明らかにするため、多くの国々の人々の協力のもと、民衆法廷として開催されました。

法廷では、元「慰安婦」の女性たちの証言や、研究者による実証研究成果を踏まえて、「慰安婦制度」を作った当時の責任者に対する刑事的責任が判決という形で出されました。

しかしながら、この大規模な民衆法廷の「成功」にもかかわらず、従軍慰安婦問題はいまだ解決には至っていません。

その背景に何があるのか、これからの効果的な民衆法廷を構想するための一助とするために、考えてみたいと思います。